

よくある質問・回答集

(品確法および運用指針等に関する相談)

2015/7/31時点

項目	質問	回答
2-1(3)b.【工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定】	<p>発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)総合評価落札方式における評価項目の基本的な考え方(P102)について質問します。</p> <p>総合評価における地域精進度・貢献度等については、「社会資本整備・管理に関係のない項目は設定しない」とされていますが、これについては例外を認めないと解してよろしいでしょうか。</p> <p>(本市においては、市政課題(社会資本整備・管理と直接の関係なし)に寄与する取組を評価項目としています。また、他の自治体においても、各種ボランティアや市民・障害者の雇用等自治体の政策に貢献する者を評価する項目の設定がされていると認識しています。)</p>	<p>解説資料に記載している「評価項目の基本的な考え方」については、直轄工事で運用している「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」に示された内容を参考に記載しております。</p> <p>本ガイドラインにおいては、「社会資本整備・管理に関係のない項目は設定しない」としてありますが、直轄工事の運用ガイドラインであるため、地方自治体の運用を限定するものではないと考えております。</p> <p>よって、「社会資本整備・管理に関係のない項目」として考えられる項目においても、各地方自治体の状況を勘案し、「地域精進度・貢献度等」の評価項目としてご判断いただきたいと思います。</p>
3-2(2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式	<p>中国地整で発注している女性技術者登用モデル工事について、女性技術者が現場で働きやすい環境を整備するために必要な施設は別途費用計上される予定とお聞きしている。</p> <p>具体的な施設や積算の考え方について決まっている範囲で教えてください。</p>	<p>工事の現場説明書追加事項にイメージアップ費用とは別に女性専用トイレの設置、女性専用更衣室の設置 等について、監督職員と協議し設計変更の対象とすることを記載しているが、実際に現場へ設置するものについてはこれから協議予定です。</p> <p>積算は共通仮設費の対象範囲外で新設やグレードアップ分を協議の上、積み上げ計上予定です。</p>
3-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	<p>総合評価落札方式の活用など前向きに取り組もうとしているが、担当する職員や技術者が減少しており、体制の確保に課題がある。</p>	<p>例えば、有識者の意見徴収等については国土交通省の職員に依頼してもらう方法もあるので相談していただきたい。</p>
2-1(2)d.【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	<p>予定価格の事前公表について、積算能力の無い業者が受注するといった弊害があることは理解出来るが、具体的にどのような対策を行えば良いのか。</p>	<p>予定価格の事前公表については、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となるといったメリットがある反面、談合が一層容易に行われる可能性があること、積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないことから、品確法運用方針では事後公表を原則としている。地域の建設業者に適正な利潤を確保して生き残っていただくためにはどちらが良いのかというところをご検討いただきたい。</p>
3-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	<p>担当する職員が少なく、総合評価や一般競争等の対応が困難。</p> <p>また、町内の業者に対して指名競争を実施しており、一般競争にすると他地域から参入する恐れがある。</p>	<p>一定の金額以上は一般競争とするといった方法もあるので、ご検討いただきたい。</p>
2-1(1) 調査及び設計段階	<p>品確法等の改正につきまして、測量・設計・調査業務委託にも適用になるのでしょうか、ご教示をお願いいたします。</p>	<p>測量・設計・調査業務委託にも適用となります。</p> <p>改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)には、「調査及び設計段階」における事項(調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択 や技術者能力の資格等による評価・活用等)が記載されているところであります。</p>
2-1(2)d.【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	<p>歩切りについて減額や端数の切り下げについては、合理的でかつ極めて少額にとどまる場合にはやむを得ない場合があると記載されているがどう理由か。</p>	<p>歩切りの少額についての定義は、明確なものは示されておりません。各発注者でご判断いただくこととなりますが、受け手が違和感の無い程度で、社会通念上問題の無い範囲で設定していただきたい。</p> <p>なお、国においては、工事規模にかかわらず予定価格を1万円単位で端数処理をしています。</p>
2-1(2)e.【発注や施工時期等の平準化】	<p>余裕期間を設定する工事について、中国地方整備局の取組状況を参考としたいため、教えてください。</p>	<p>中国地整の余裕期間設定工事についての取組状況ですが、余裕期間を設定する工事は以下の2つに分類されます。</p> <p>①発注者が工事開始日を指定する場合。</p> <p>②受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる場合。</p> <p>このうち、①については、例えば橋梁上部工事で下部工が完成し上部工事に着手できる日を指定したり、河川内で作業を行う工事で非出水期に施工時期が限定される場合に着手出来る日を指定し発注を行う等を実施しているところです。</p> <p>また、②については、具体的実施方法について現在検討を行っているところです。</p>